

納税義務者（相続人）届のご提出方法について

〇はじめに

相続人様におかれましては、お気持ちも落ち着かない中、様々な手続きに奔走され日々お忙しいこととお察しいたします。そのような中、大変お手数ではございますが、以下のお手続きについて、ご確認いただきますようお願いいたします。また、裏面に「よくあるお問い合わせ」及び「相続人の範囲の例」も記載しておりますのでご参照ください。

本手続きは、賦課期日(1月1日)までに**法務局**での名義変更（相続登記等）のお手続きが間に合わない方に必要なものです。状況にあわせて、以下のいずれかの方法により、納税義務者（相続人）届をご提出ください。また、この届出は、固定資産税・都市計画税のみのものであり、登記簿上の所有者の変更、相続税等については、法務局や税務署等へそれぞれお問い合わせください。

1. 相続登記を完了されている方

⇒ ①届出人欄の記入と⑤登記完了欄に〇印を記入してご返送ください。登記物件のみの方は、以上で完了です。ただし、**未登記物件**がある場合は、**未登録家屋名義変更届**による手続きが別途必要となる場合がありますので、**資産税課**へご連絡ください。届出用紙をお送りします。

2. 相続登記を完了されていない方

⇒ 相続登記が完了するまでの間、本手続きにて、固定資産税上の納税義務者を変更させていただきます。また、本お届け提出後、賦課期日(1月1日)までの法務局受付分は登記どおりに変更いたします（未登記物件は別途未登録家屋名義変更届が必要な場合あり）。それ以降の受付分はその次の賦課期日からの変更となり、それまでの間は納税義務者(相続人)届に基づく課税が続きます。

A. 相続人の間で、納税義務者を決定された場合

お一人で相続される場合は、①届出人欄②死亡年月日欄③代表者欄を記入してください。共有で相続される場合は①届出人欄②死亡年月日欄③代表者欄④共有者欄を記入してください。

B. 遺産分割協議書を作成されており、各物件ごとに分けての課税をご希望の場合

各物件を協議書どおりに分けての課税を希望される場合は、①届出人欄を記入し、協議書の写しを同封してください。協議書の写しが無い場合は、物件ごとの課税はできませんので、Aのケースと同様、届出書に記入いただいた代表者・共有者様のとおりとなります。

C. 相続放棄をされている、遺言書による相続・遺贈をされている場合

①届出人欄のみ記入し、相続放棄の場合は、放棄された方全員の家庭裁判所からの相続放棄申述が受理された証明書もしくは通知書の写し、遺言書の場合は、遺言書の写しをご同封ください。

★ 口座振替をされている場合

納税義務者様に変更になりますと、新たに口座振替の設定手続きが必要となります。引き続き口座振替をご希望の場合は、**納税課（口座担当）**まで、お問い合わせください。また、納税義務者（相続人）届の記入方法などについては、下記までお問い合わせください。

《連絡先》枚方市 市民生活部 税務室 資産税課
TEL 072-841-1221 (代表) 内線 3483、3489
FAX 072-841-3039

固定資産税・都市計画税 納税義務者（相続人） 届

(あて先)

令和 年 月 日

枚方市長

見本

①届出人

住所 枚方市大垣内町2-1-20

氏名 枚方 花子

電話番号 072-841-1221

お亡くなりになられた方のお名前をご確認ください。

次のとおり届出します。

被相続人	フリガナ ヒラカタ タロウ	整理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏名 枚方 太郎	義務者コード	12345678
通知書番号	1234567890	死亡年月日	② 年 月 日
③代表者(相続人)	〒573-8666	住所	枚方市大垣内町2-1-20
	フリガナ ヒラカタ ハナコ	続柄	電話番号
	氏名 枚方 花子	妻	072-841-1221

共有者（相続人）欄に記入されますと共有名義での課税となります。

④共有者(相続人)	〒573-1118	住所	枚方市楠葉並木2丁目29番3号
	フリガナ ヒラカタ ジロウ	続柄	電話番号
	氏名 枚方 次郎	二男	072-858-1502
	〒573-0121	住所	枚方市津田北町2-25-1
	フリガナ ヤマダ モモコ	続柄	電話番号
	氏名 山田 桃子	長女	072-851-0330
	〒		
	フリ		
	氏名		
	〒		
	住所		
	フリガナ		
	氏名		

複数人で相続する場合は、代表者以外の方はこちらにご記入ください。
ただし、人数、持分ごとに税額が按分されるわけではありません。
詳しくは裏面「よくあるお問い合わせ」の四と五をご参照ください。
登記が完了するまでの間、代表者一人で納税をお考えの場合、こちらへのご記入は**不要**です。

登記完了

⑤

※登記完了（完了されている場合は左の欄に〇印をご記入ください。）

データ	チェック

よくあるお問い合わせ

一. この書類は何のために必要ですか。

→ 賦課期日となる1月1日以前に納税義務者様がお亡くなりになっていて、登記名義等も変更されていない場合、そのままでは翌年の課税ができません。この場合に、その固定資産を現に所有しているとされている相続人の中から納税義務者様をお選びいただき、課税をお願いするために必要です。また、この届出は、固定資産税・都市計画税のみのものであり、登記簿上の所有者の変更、相続税等については、法務局や税務署等へそれぞれお問い合わせください。

二. 自分にだけ送られているのですか。また、どうして自分が選ばれたのですか。

→ 亡くなられた納税義務者様の法定相続人のうち、相続順位が高い方（配偶者やお子様）、枚方市内でお住まいの方等を中心に選ばせていただきお送りしています。その方が既に亡くなられていたり、相続放棄書類の提出があった場合等は、相続順位に従い、親、兄弟姉妹、甥姪など順番に送付させていただいております。

三. 書類が送られてきたのは自分ですが、別の者が相続することになっています。

→ 今回のお届けにつきましては、相続人の中から1名選ばせていただき送付しております。他の相続人様とお話し合いをいただいた結果、別の相続人の方がご提出されることになっても差し支えありません。

四. 共有者の欄は相続人全員を書く必要がありますか。

→ 法定相続人全員を書く必要はありません。法定相続人全員でのご協議の結果、お一人で相続されることになりましたら、その方のお名前を③代表者欄にご記入いただき、④共有者欄は空欄のままとなります。複数人で相続される場合は、③代表者欄及び④共有者欄に代表者以外の方のお名前をご記入ください。

五. 複数で相続する場合、代表者欄と共有者欄の違いはありますか。

→ 複数人で所有される場合は、全員に連帯納税義務が課され、税額全体（持分ではない）に対して同じ責任を負うこととなります。ただし、二重払いを避けるため、納税ができる納付書入りの通知書は代表者の方のみお送りします。共有者の方には課税されたことをお知らせする課税通知書をお送りします。

六. 登記準備中ですが、提出期限に間に合いません。

→ 資産税課までご相談ください。

七. 書類を提出した後、別の者が登記をすることになったらどうすればよいですか。

→ 表面の「2. 相続登記を完了されていない方」をご参照ください。登記される時期によって違いがあります。

八. 相続放棄している、または、遺言書により相続できないので送ってこないでほしい。

→ 市役所では相続放棄されていることや遺言書の有無がわかりません。お手数ですが、表面の「C. 相続放棄をされている、遺言書による相続・遺贈をされている場合」を参照いただき書類をご提出ください。お手続きをいただかないと放棄等をされていることが把握できませんので、必ずご提出くださいますようお願いいたします。

九. 書類を提出しないとどうなりますか。

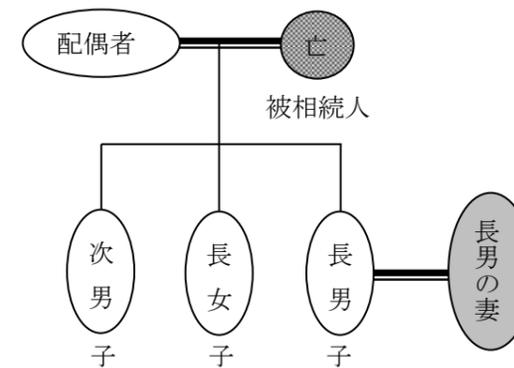
→ 最終的にこの通知書をお送りした方を職権で相続人代表者とさせていただき、納税通知書をお送りすることになります。相続放棄されていたり、相続予定の方が他にいる場合等、本来の相続人様ではない方に課税してしまうことになるため、必ずご提出くださいますようお願いいたします。

◎相続人の範囲の例（参考にしてください）

法定相続人：配偶者は常に相続人となり、それに加えて、以下の優先順位の方との組み合わせとなります。

第1順位 直系卑属(子など)、第2順位 直系尊属(親など)、第3順位 兄弟姉妹など

① 配偶者と子がいる場合



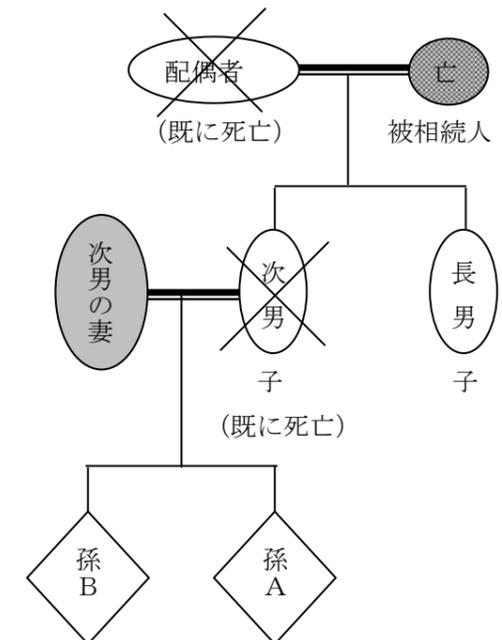
相続人：配偶者・長男・長女・次男

- * 子には全員相続権がある。
- * 子の配偶者に相続権はない。

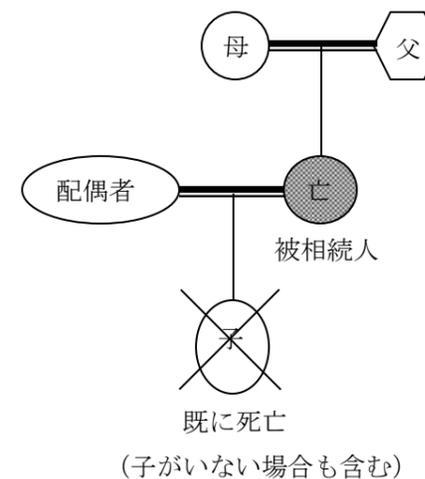
② 子と孫がいる場合

相続人：長男・孫A・孫B

- * 子には全員相続権がある。
- * 子の配偶者に相続権はない。
- * 子が既に死亡している場合は、その子（孫）にも相続権がある。（〔代襲相続〕といいます。）
- * 子も孫も既に死亡している場合は、ひ孫にも相続権がある。



③ 子がない場合



相続人：配偶者・父・母

- * 子も配偶者もない場合は、親に相続権がある。
- * 両親がともにいない場合は、祖父母に相続権がある。